

市原市個人情報保護条例（平成10年市原市条例第2号）新旧対照表

| 現 行   | 改 正 後 (案)   |
|---|---|
| <p>改正 平成11年 9月20日条例第16号<br/>                     平成12年 3月17日条例第12号<br/>                     平成12年12月19日条例第42号<br/>                     平成14年 3月15日条例第 5号<br/>                     平成16年12月22日条例第24号<br/>                     平成21年 3月12日条例第 3号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示、訂正、削除及び利用停止を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</p> <p>(2) 実施機関 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、</p> | <p>改正 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</p> <p>(2) 実施機関 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、</p> |

教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

(3) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。

(4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 本市の図書館その他図書、資料等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されているものであって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているもの

ウ 本市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

(3) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。

(4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 本市の図書館その他図書、資料等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されているものであって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているもの

ウ 本市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(実施機関等の責務)

第3条 (略)

2 (略)

(事業者の責務)

第4条 (略)

(市民の責務)

第5条 (略)

その権利利益を侵害することのないよう努めるものとする。

(一般的制限)

第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ市原市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で事務の目的達成のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となる社会的身分

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された公文書を使用するもの（以下この条において「個人情報取扱事務」という。）について、あらかじめ市長に対して次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

(一般的制限)

第6条 (略)

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 (略)

|   |         |
|---|---------|
| (4) 個人情報の収集の方法  |         |
| (5) 個人情報の利用等の範囲   |         |
| (6) 個人情報の記録の内容  |         |
| (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項   |         |
| 2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。  | 2 (略)   |
| 3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。   | 3 (略)   |
| 4 前3項の規定は、本市の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務で専らその人事、給与及び福利厚生に関する事項を取り扱うものについては適用しない。                                 | 4 (略)   |
| (収集の制限)   | (収集の制限) |
| 第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的（以下「取扱目的」という。）を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 | 第8条 (略) |
| 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。  | 2 (略)   |
| (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。   |         |
| (2) 本人の同意に基づき収集するとき。  |         |
| (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得な   |         |

い必要があると認めて収集するとき。

(4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。

(5) 審査会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは、当該事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は公正若しくは円滑な執行を困難にするおそれがあると認めて収集するときその他本人以外のものから収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。

3 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとするもの以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、前項第2号の規定による収集がされたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づいて利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得な

3 (略)

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づいて利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得な

い理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

2 実施機関は、個人情報を当該実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報について、その利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。

い理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

2 実施機関は、個人情報を当該実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報について、その利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(特定個人情報の提供の制限)

(オンライン結合による提供)

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。）による個人情報の提供を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を開始しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(適正な管理)

第11条 実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存されることとなる個人情報については、この限りで

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(オンライン結合による提供)

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。）による個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の提供を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を開始しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(適正な管理)

第11条 (略)

2 (略)

3 (略)



ない。

(委託に伴う措置)

第12条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報の開示の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特に認められた者の代理人は、本人に代わって開示の請求をすることができる。

(開示しないことができる個人情報)

第14条 実施機関は、開示の請求に係る個人情報が次の各号の一に該当するときは、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないと認められるとき。
- (2) 開示の請求をした者以外の個人情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該開示の請求をした者以外の個人の正当な権利利益を侵すことになると認められるとき。
- (3) 法人等に関する情報又は開示の請求をした者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる場合であって、開示すること

(委託に伴う措置)

第12条 (略)

(開示請求)

第13条 (略)

2 (略)

(開示しないことができる個人情報)

第14条 (略)

により、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められるとき。

- (4) 個人の指導、診断、評価、選考等に関する個人情報であって、開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずると認められるとき。
- (5) 国、他の地方公共団体その他公共団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるとき。
- (6) 調査、争訟、交渉、監督、検査等に関する個人情報であって、開示することにより、行政の適正かつ公正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (7) 開示することにより、人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (8) 市又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる審議、検討、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に著しい支障が生ずると認められるとき。

（訂正の請求、削除の請求及び利用停止の請求）

第15条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について事実

（訂正の請求、削除の請求及び利用停止の請求）

第15条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について事実

誤りがあるときは、その訂正の請求（以下「訂正の請求」という。）  
をすることができる。

- 2 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報第6条に規定する制限を超えて取り扱われ、又は第8条第1項若しくは第2項に規定する制限を超えて収集されたときは、その削除の請求（以下「削除の請求」という。）をすることができる。
- 3 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報第9条第1項に規定する制限を超えて利用若しくは提供され、又は第10条に規定する制限を超えて提供されたときは、その利用又は提供の停止の請求（以下「利用停止の請求」という。）をすることができる。
- 4 第13条第2項の規定は、訂正の請求、削除の請求及び利用停止の請求について準用する。

誤りがあるときは、その訂正の請求（以下「訂正の請求」という。）  
をすることができる。

- 2 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報第6条に規定する制限を超えて取り扱われ、又は第8条第1項若しくは第2項に規定する制限を超えて収集されたときは、その削除の請求（以下「削除の請求」という。）をすることができる。
- 3 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報（保有特定個人情報を除く。）が第9条第1項に規定する制限を超えて利用若しくは提供され、又は第10条に規定する制限を超えて提供されたときは、その利用又は提供の停止の請求（以下「利用停止の請求」という。）をすることができる。
- 4 第13条第2項の規定は、訂正の請求、削除の請求及び利用停止の請求について準用する。

（特定個人情報の利用停止請求権）

第15条の2 何人も、実施機関が保有する自己の保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対して、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第9条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人

(請求の手続)

第16条 開示の請求、訂正の請求、削除の請求又は利用停止の請求をしようとする者は、当該請求に係る個人情報を保有する実施機関に対して、書面により請求しなければならない。

2 前項の請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として市長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 訂正の請求をしようとする者は、前項に規定するもののほか、当該請求に係る個人情報の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

(平16条例24・一部改正)

(請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、前条第1項の請求があったときは、当該請求があった日から起算して、開示の請求にあつては15日以内に、訂正の請求、削除の請求及び利用停止の請求にあつては30日以内に当該請

情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止

(2) 第9条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

(請求の手続)

第16条 (略)

2 (略)

3 (略)

(平16条例24・一部改正)

(請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、前条第1項の請求があったときは、当該請求があった日から起算して、開示の請求にあつては15日以内に、訂正の請求、削除の請求及び利用停止の請求にあつては30日以内に当該請

求に対する諾否の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、その旨を前条第1項の請求をした者に書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないことについてやむを得ない理由があるときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、その期間を延長する理由及び決定することができる期日を前条第1項の請求をした者に書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により前条第1項の請求に応じない旨の決定をしたときは、第2項の書面にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該期日を併せて付記しなければならない。
- 5 実施機関は、開示の請求に係る個人情報が存在しないときは、その旨を書面により当該請求をした者に通知しなければならない。
- 6 実施機関は、開示の請求に対し、当該開示の請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第14条各号の一に該当する個人情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求に対する応答を拒否することができる。

求に対する諾否の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、その旨を前条第1項の請求をした者に書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないことについてやむを得ない理由があるときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、その期間を延長する理由及び決定することができる期日を前条第1項の請求をした者に書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により前条第1項の請求に応じない旨の決定をしたときは、第2項の書面にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該期日を併せて付記しなければならない。
- 5 実施機関は、開示の請求に係る個人情報が存在しないときは、その旨を書面により当該請求をした者に通知しなければならない。
- 6 実施機関は、開示の請求に対し、当該開示の請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第14条各号の一に該当する個人情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求に対する応答を拒否することができる。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第17条の2 実施機関は、前条第1項に規定する訂正の決定に基づき、実施機関が保有する情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規

(開示の方法等)

第18条 実施機関は、前条第1項の規定により開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示をするものとする。

- (1) 文書又は図画に記録されている個人情報 当該文書又は図画の閲覧又は写しの交付
- (2) 電磁的記録に記録されている個人情報 その種別、情報化の進展状況等を勘案し規則で定める方法
- (3) その他の物に記録されている個人情報 前2号に規定する方法に準じた方法

2 実施機関は、公文書に記録されている個人情報の開示をする場合であって、前項第1号に規定する方法によると、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該公文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により開示をすることができる。

3 実施機関は、前条第1項の規定により訂正、削除又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の訂正、削除又は利用停止をしなければならない。

定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(開示の方法等)

第18条 実施機関は、第17条第1項の規定により開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示をするものとする。

- (1) 文書又は図画に記録されている個人情報 当該文書又は図画の閲覧又は写しの交付
- (2) 電磁的記録に記録されている個人情報 その種別、情報化の進展状況等を勘案し規則で定める方法
- (3) その他の物に記録されている個人情報 前2号に規定する方法に準じた方法

2 実施機関は、公文書に記録されている個人情報の開示をする場合であって、前項第1号に規定する方法によると、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該公文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により開示をすることができる。

3 実施機関は、第17条第1項の規定により訂正、削除又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の訂正、削除又は利用停止をしなければならない。

4 個人情報の開示を受ける者は、自己が当該開示に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として市長が定めるものを提示しなければならない。

(開示請求及び開示の特例)

第19条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第16条第1項の規定にかかわらず、開示の請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示の請求があったときは、第17条第1項の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、開示は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により行うものとする。

3 第16条第2項及び前条第4項の規定は、第1項の規定による口頭による開示の請求について準用する。

(費用負担)

第20条 第16条第1項の請求に係る手数料は、無料とする。

2 請求者は、個人情報に係る公文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、第18条第1項第2号に規定する規則で定める方法を含む。）を受けるときは、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立てがあった場合の手続)

第21条 実施機関は、第17条第1項の規定による決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつ

4 個人情報の開示を受ける者は、自己が当該開示に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として市長が定めるものを提示しなければならない。

(開示請求及び開示の特例)

第19条 (略)

2 (略)

3 (略)

(費用負担)

第20条 (略)

2 (略)

(不服申立てがあった場合の手続)

第21条 (略)

た場合には、その不服申立てを不適法であることを理由として却下するときを除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定をしなければならない。

(個人情報保護審査会)

第22条 この条例により付与された権限に属する事項を行うため、審査会を置く。

2 審査会は、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて審議するほか、実施機関に対し意見を述べることができる。

3 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 審査会の組織及び運営に関する事項は規則で定める。

(出資法人の責務)

第23条 本市が出資する法人で規則で定めるものは、個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

(受託者等の責務)

(個人情報保護審査会)

第22条 この条例により付与された権限に属する事項を行うため、審査会を置く。

2 審査会は、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて審議するほか、実施機関に対し意見を述べることができる。

3 審査会は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、実施機関から、番号法第27条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を聴かれた場合、その諮問に応じて審議するほか、実施機関に対し意見を述べることができる。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 審査会の組織及び運営に関する事項は規則で定める。

(出資法人の責務)

第23条 (略)

(受託者等の責務)



第24条 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託したものは、個人情報保護の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業者に対する指導助言)

第25条 市長は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。

(国等との協力)

第26条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国等に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応ずるものとする。

(苦情等の処理)

第27条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(他の制度との調整)

第28条 第13条から第21条までの規定は、他の法令等(市原市情報公開条例(平成14年市原市条例第5号)を除く。)の規定により、個人情報の開示、訂正、削除又は利用停止の手續が定められている場

第24条 (略)

2 (略)

(事業者に対する指導助言)

第25条 (略)

(国等との協力)

第26条 (略)

(苦情等の処理)

第27条 (略)

2 (略)

(他の制度との調整)

第28条 第13条から第21条までの規定は、他の法令等(市原市情報公開条例(平成14年市原市条例第5号)を除く。)の規定により、個人情報の開示 (保有特定個人情報に係る開示請求を除く。)、訂正、

合においては、適用しない。

2 第6条から第22条までの規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として、収集し、整理し、及び保存している個人情報  
(運用状況の公表)

第29条 市長は、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

(罰則)

削除又は利用停止の手続が定められている場合においては、適用しない。

2 第6条から第22条までの規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として、収集し、整理し、及び保存している個人情報  
(運用状況の公表)

第29条 (略)

(委任)

第30条 (略)

(罰則)

第31条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第24条第1項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する個人情報が記録された行政個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物のうち一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した公文書をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第32条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第33条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第34条 偽りその他不正の手段により、第17条第1項の規定による開示の決定に基づき公文書に記録された個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第6条ただし書、第8条第2項第5号及び第9条第1項第4号中審査会の意

第31条 （略）

第32条 （略）

第33条 （略）

第34条 （略）

附 則

（略）

見を聴くことに関する部分並びに第24条並びに附則第4項中「

【別記1 参照】

」を「

【別記2 参照】

」に改める規定は、平成10年6月1日から施行する。

(市原市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 2 市原市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(平成2年市原市条例第25号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例(第1項ただし書に規定する規定を除く。)の施行の際、現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第7条第1項中「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行の日以後速やかに」と、第10条第2項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、速やかに」とそれぞれ読み替えて適用する。

(市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例の一部改正)

- 4 市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例(昭和38年市原市条例第85号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成11年9月20日条例第16号)抄

(略)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月11日から施行する。

附 則 (平成12年3月17日条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月19日条例第42号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年3月15日条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月22日条例第24号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月12日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第17条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にあった開示の請求、訂正の請求、削除の請求及び利用停止の請求（以下「開示請求等」という。）について適用し、施行日前にあった開示請求等については、なお従前の例による。

(略)

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

この条例は、平成27年10月1日から施行する。